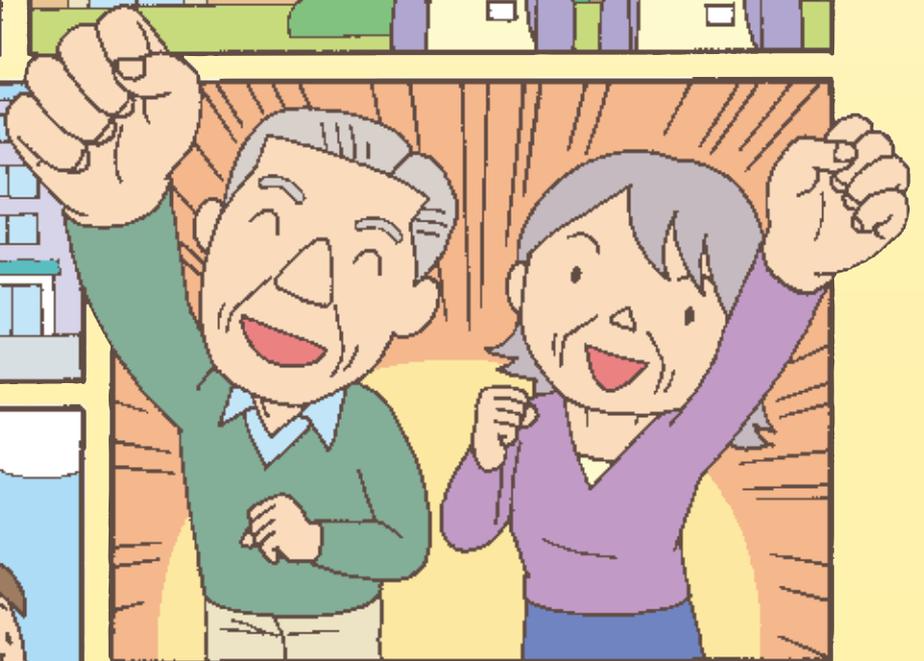


# 介護保険

令和6年度から  
介護保険制度が  
変わりました

# ガイドブック

くらしをささえる制度があります！



多 賀 町

# 令和6年度介護保険制度のおもな変更点

## 令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防ケアプランの作成を、一部の居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました  
地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
- 介護報酬が改定されたため、サービスを利用した際の利用者負担が変わりました  
サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額が変わりました（介護予防サービスを含む、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、令和6年6月からの改定です）。
- 福祉用具貸与の一部の用具を、貸与と購入で選択することができるようになりました  
次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定により貸与するか購入するかを選択できます。  
・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

## 令和6年8月から

- 施設を利用した際の居住費等の基準費用額と負担限度額（一部）が変わります  
施設サービスを利用したときの、居住費等の基準費用額が変わります。  
また、低所得の人の施設利用が困難とならないよう設定されている負担限度額（一部）もあわせて変わります。



## もくじ

\*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
要介護認定	6
まずは地域包括支援センター・福祉保健課に相談しましょう	
ケアプラン	8
ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します	
利用者の負担	10
サービスにかかった費用の一部を負担します	
介護サービス（要介護1～5）	12
介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	16
介護保険で利用できるサービス 施設サービス	
介護予防サービス（要支援1・2）	18
介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	21
介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	23
介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	
地域包括支援センター	25
地域包括支援センターを利用しましょう	
介護予防・日常生活支援総合事業	26
介護予防・日常生活支援総合事業を利用していつまでも自立した生活を	
介護保険事業所一覧	27
介護保険事業所を選ぶ参考に	
介護保険料	30
65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料	

# 介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

## 介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



介護保険サービスの自己負担分の支払い

要介護認定  
介護保険被保険者証の交付  
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請  
介護保険料の納付

## 多賀町（保険者）

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 介護保険被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

### 多賀町地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

P25

介護報酬の支払い

介護保険サービスを提供

## サービス事業者

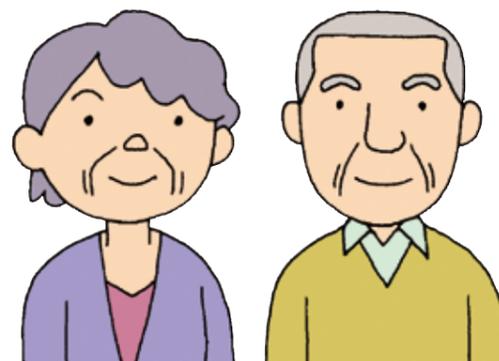
- 都道府県などの指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。



## 40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

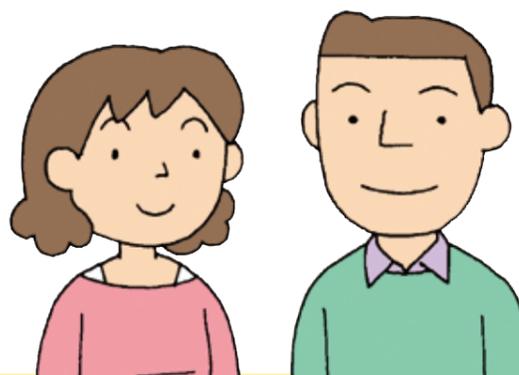
### 65歳以上の人



### ➔ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、町の認定を受け、サービスを利用します。

### 40～64歳の人



### (医療保険に加入している人) ➔ 第2号被保険者

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、町の認定を受け、サービスを利用します。交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

### 特定疾病

- がん  
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# まずは地域包括支援センター・福祉保健課に相談しましょう



## 1 窓口で相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センター・福祉保健課に相談しましょう。必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。  
また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

くわしくはP26

### 介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

② 福祉保健課に要介護（要支援）認定の申請をします

## 2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、福祉保健課に認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

### 申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です）
- 介護保険被保険者証 ● 健康保険被保険者証

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。くわしくは福祉保健課にお問い合わせください

## 3 認定調査が行われます

### 認定調査

町の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

### 主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない人は町の指定した医師の診断を受けます。

## 4 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

### 介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

町が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



## 5 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。  
また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

### 要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P8

### 要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P8

### 非該当

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。  
また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P26

## 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から申請することができます。



# ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

## ■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

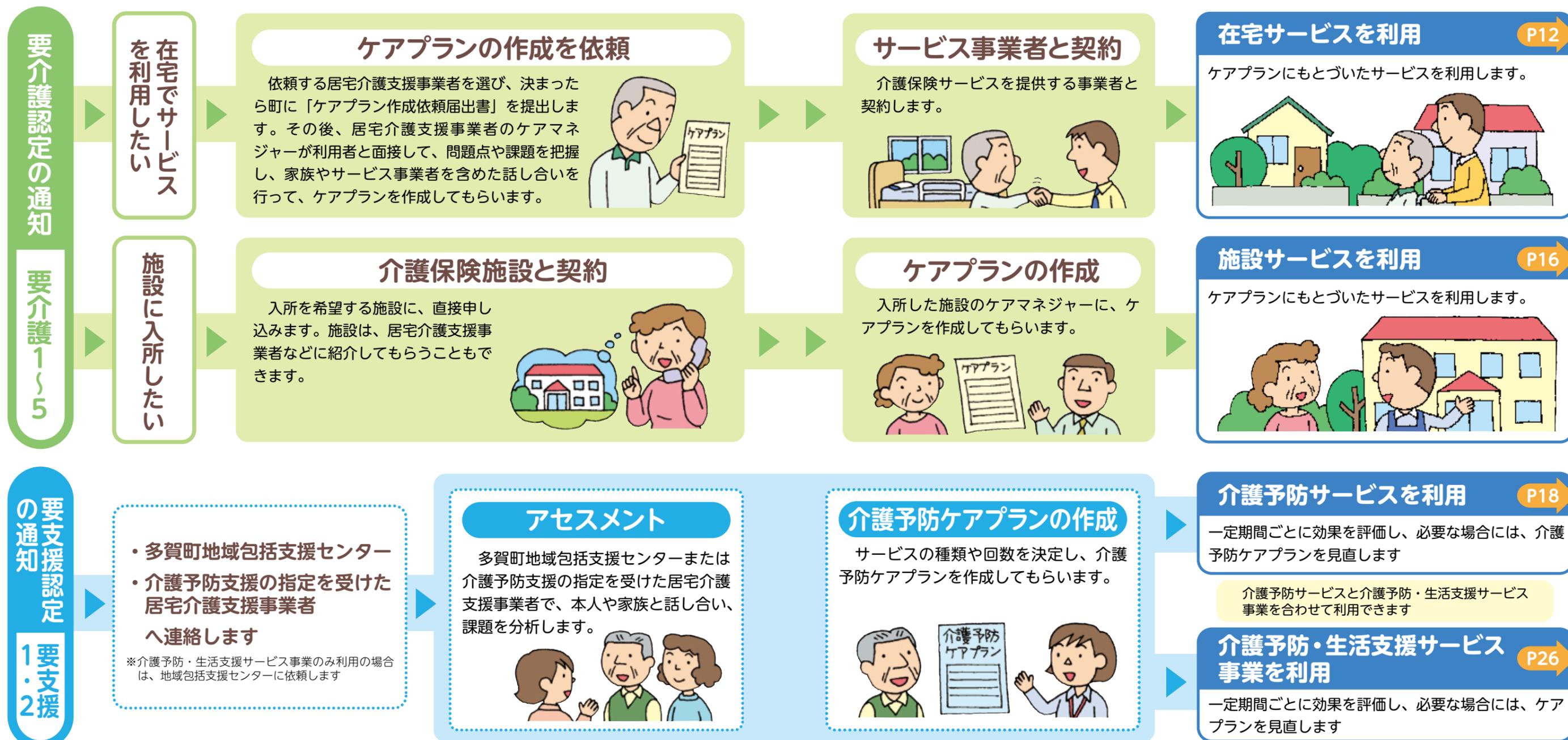
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



## ■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。





# サービスにかかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割、または3割をサービス事業者に支払います。

## 3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

## 2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

## 上記に該当しない人は、1割負担になります

住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担

### 介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

## おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

### おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

### 支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防居宅療養管理指導</li> <li>● 介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>● 介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>● 特定介護予防福祉用具販売</li> <li>● 介護予防住宅改修費支給</li> </ul>
要介護1～5の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅療養管理指導</li> <li>● 特定施設入居者生活介護</li> <li>● 認知症対応型共同生活介護</li> <li>● 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>● 特定福祉用具販売</li> <li>● 住宅改修費支給</li> </ul>

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります

**例** 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



# 介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



## 1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、福祉保健課に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

### ◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）	
住民税課税世帯で、 右記に該当する65歳以上の人が 世帯にいる場合	● 課税所得690万円以上	140,100円
	● 課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	● 課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
● 一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円	
● 住民税世帯非課税等	24,600円	
● 課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ● 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	
● 生活保護の受給者 ● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円	

## 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

### ◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ <sup>※</sup>	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

● 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

## 要介護1~5の人対象のサービスです

# 介護保険で利用できるサービス 介護サービス (在宅サービス)



在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。

## 自宅での生活の手助けをしてほしい

### 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



#### ●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
------------------------	------

生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円
------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます

通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97円
---------------------------	-----

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



#### ●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

## 自宅でリハビリを受けたい

### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



#### ●利用者負担のめやす

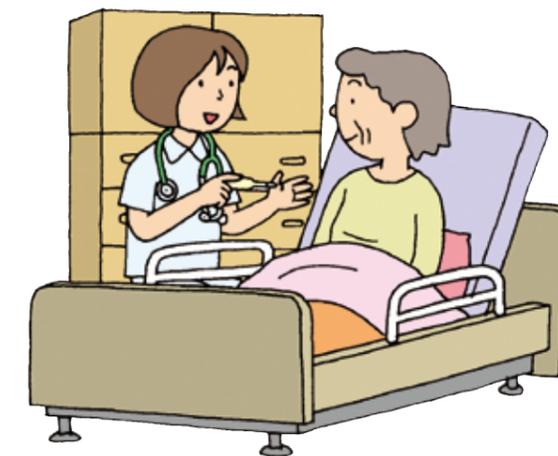
1回※	308円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

## 自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

### 訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



#### ●利用者負担のめやす

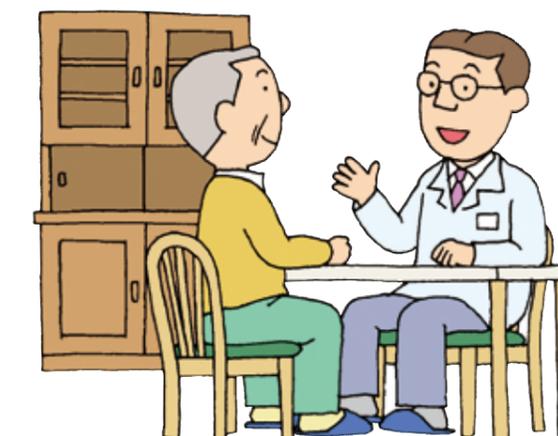
訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	471円
----------------------------	------

病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	399円
--------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます  
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

### 居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



#### ●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
-----------------	------

## 施設に行って支援やリハビリを受けたい

### 通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りでを行います。



●利用者負担のめやす  
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満/1回あたりの場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む  
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りでを行います。



●利用者負担のめやす  
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満/1回あたりの場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含む  
※食費、日常生活費は別途必要になります

## 施設に入所してサービスを受けたい

### 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす  
短期入所生活介護  
介護老人福祉施設  
併設型・多床室の場合(1日につき)

要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

短期入所療養介護  
介護老人保健施設  
多床室の場合(1日につき)

要介護1	830円
要介護2	880円
要介護3	944円
要介護4	997円
要介護5	1,052円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

## 有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日につき)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※日常生活費は別途必要になります





## 介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行きます。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

### 施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割、または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割、2割、または3割 + 食費 + 居住費 + 日常生活費

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）  
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

基準費用額	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	

●（ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額。 **令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。**

### 低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。〈特定入所者介護（予防）サービス費〉。

●負担限度額（1日あたり） **令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。**

利用者負担段階	利用者負担内容	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります

●次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
  - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円
  - ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円
  - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円
  - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円

## 施設で生活しながらサービスを受けたい

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

### 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

### 介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。



●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

●従来型個室…ユニットを構成しない個室 ●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことで



## 介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスは高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、状態の悪化を防ぐために生活機能の維持向上や改善を目的とし、自立した生活を目指すために居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせで利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

くわしくはP26

### 自宅での生活の手助けをしてほしい

#### 介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

### 自宅でリハビリを受け、自分でできることを増やしたい

#### 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

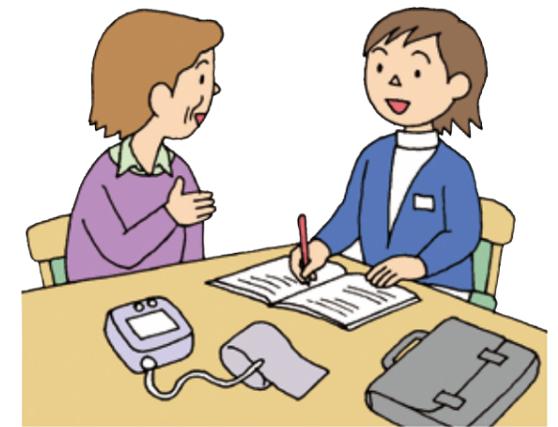
1回*	298円
-----	------

\*20分間リハビリテーションを行った場合

### 自宅で看護師などにアドバイスをもらいながら、自分で健康管理をしたい

#### 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



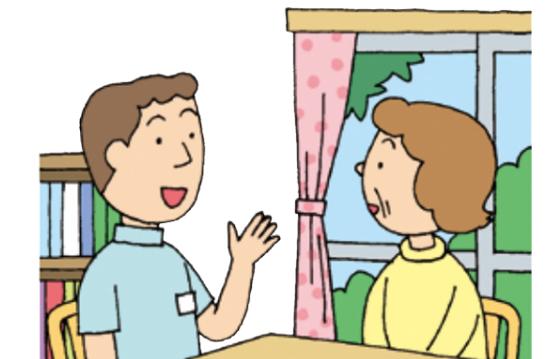
●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満）	451円
病院または診療所からの訪問の場合（30分未満）	382円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます  
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

#### 介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）	515円
----------------	------

### 施設でリハビリを受け、自分でできることを増やしたい

#### 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす（1か月につき）  
共通的サービス

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

選択的サービス

栄養改善	200円
口腔機能向上	150円

※送迎、入浴を含む  
※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。

- 栄養改善** 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
- 口腔機能向上** 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

## 施設に入所してサービスを受けたい

### 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



#### ●利用者負担のめやす

#### 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設  
併設型・多床室の場合 (1日につき)

要支援1	451円
要支援2	561円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

#### 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設  
多床室の場合 (1日につき)

要支援1	613円
要支援2	774円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

## 有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



#### ●利用者負担のめやす (1日につき)

要支援1	183円
要支援2	313円

※日常生活費は別途必要になります

## 生活しやすい環境で自立を目指しましょう



### 介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル(貸与)や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

## 福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

### 福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)を借りることができます。

#### 要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置はいせつ ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1~3の人も利用できます

#### 要介護2・3の人の対象品目

- 車いす(車いす付属品を含む) ●特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ●床ずれ防止用具
- 体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器はいかい ●移動用リフト(つり具の部分を除く)

#### 要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり(工事をともなわないもの) ●スロープ(工事をともなわないもの) ●歩行器 ●歩行補助つえ

令和6年4月から 次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。  
●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

#### ◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。また、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- 支給限度額(P10)が適用されます。

### 特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

**事前にご相談ください**

#### 要介護1~5

#### 要支援1・2

- 腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器
- 入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から 福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。  
●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

#### ◆利用者負担について

- いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割、8割、または7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

## 住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

**事前に申請**が必要です

事前に福祉保健課へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

### ◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割、8割、または7割が介護保険から支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



要介護1~5

要支援1・2

### 介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

### 利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

福祉保健課へ**事前に申請**／町による確認

工事の実施・完了／支払い

福祉保健課へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

#### 申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 工事費見積書（内訳のわかるもの）
- 住宅の平面図（改修前後）
- 改修前の状態を確認できる書類  
改修前の日付入りの写真
- 住宅の所有者の承諾書  
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

#### 提出に必要な書類

- 住宅改修費対象工事完了報告書
- 住宅改修にかかる請求書  
申請時の見積額から変更があったときは、その理由と工事費内訳書も必要
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 完成後の状態を確認できる書類  
改修後の日付入りの写真



## 介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。

### 通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

## 小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



● 利用者負担のめやす（1か月につき）

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

## 認知症の人を対象にしたサービスを利用したい

### 認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす  
(7時間以上8時間未満の場合)  
単独型を利用する場合

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

### 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

●利用者負担のめやす (1日につき)  
ユニット数1の場合

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

## 施設に行って支援やリハビリを受けたい

### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす  
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円



なんでもご相談ください

## 地域包括支援センターを 利用しましょう



地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えています。高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して解決に努めます。

自立して生活できるよう  
支援します

#### 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるように支援します。

みなさんの権利を守ります

#### 権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

### 地域包括支援センター



(主任)ケアマネジャー



保健師



社会福祉士

地域包括支援センターでは、(主任)ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

なんでもご相談ください

#### 総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療のことなど、なんでもご相談ください。

さまざまな方面から  
みなさんを支えます

#### 包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!



## 介護予防に取り組みましょう！

# 介護予防・日常生活支援総合事業を利用していつまでも自立した生活を



要介護認定で非該当や要支援1・2と判定された人や、生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある人は、町が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。また、自立した生活を送れる人も介護予防に関する講習会などに参加できます。

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

### 利用までのながれ

#### 65歳以上の人

#### 自立した生活を送れる人

- 要介護認定で非該当、要支援1・2と判定された人
- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人



#### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 一般介護予防事業を利用

介護予防に関する講演会などに参加できます。  
65歳以上の人であれば誰でも利用できます。



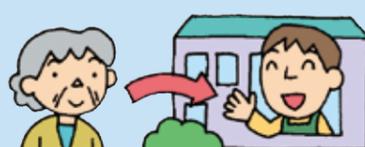
#### 介護予防・生活支援サービス事業を利用

#### 訪問型サービス



- 身体介護や生活援助、保健師等による相談指導など

#### 通所型サービス



- レクリエーションや体操等の活動、自主的な通いの場など



## 介護保険事業所を選ぶ参考に

# 介護保険事業所一覧



サービスごとに事業者の一部を掲載しています。事業者を選ぶ参考にご利用ください。

### 居宅介護支援

事業者名	所在地	電話番号
社会福祉法人 湖東会 ハートフルケアプランセンター	犬上郡多賀町中川原605-2	0749-48-2601
居宅介護支援事業所 多賀清流の里	犬上郡多賀町佐目675	0749-49-8030
社会福祉法人多賀町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	犬上郡多賀町多賀221-1	0749-48-8127
居宅介護支援センター マックスとよさと	犬上郡豊郷町石畑212	0749-35-0151
居宅介護支援センター 元気村	犬上郡豊郷町石畑374-1	0749-35-2990
ケアプランセンターあかり	犬上郡甲良町在士702-1	0749-38-8023
友仁ケアプラン支援センター	彦根市竹ヶ鼻町80	0749-21-3305
鈴木ヘルスケアサービス いなえ	彦根市田原町87-2	0749-43-7660
田中ケアサービス株式会社彦根支援センター 居宅介護支援事業所	彦根市外町129-2	0749-21-1117
JA東びわこ愛あいステーション	彦根市賀田山町234-6	0749-28-7171
ニチイケアセンター彦根	彦根市西葛籠町311-6	0749-28-7118
医療法人恭昭会 彦根中央病院 居宅介護支援事業所 はるのうみ	彦根市西今町369-1	0749-27-6531
かいこうの郷 居宅介護支援事業所	彦根市日夏町151	0749-28-7951
居宅介護支援センター マックスひこね	彦根市後三条町520-1	0749-21-4800
JA東びわこ愛あいステーションたかみや	彦根市高宮町1017-2	0749-24-1166
信幸ケアサービスセンター	彦根市賀田山町240-2	0749-28-0294
アイズケア居宅介護支援事業所 あったかケアプランセンター	彦根市地蔵町73-2	0749-23-2430
社会福祉法人 千歳会	彦根市河原二丁目1-3	0749-21-5144
ケアプランセンター よもぎの里	彦根市平田町901	0749-20-5181
ケアプランセンターえんじゅ河瀬	彦根市西葛籠町西浦322-6	0749-46-3773
ケアプランセンターわかば	彦根市平田町162-15	0749-30-1153
あおぞらケアプランステーション	東近江市平松町497-1	0749-45-8278
近江温泉病院居宅介護支援事業所	東近江市百済寺本町1-11	0749-46-1140
居宅介護支援事業所はちまん	近江八幡市長田町1268-1	0748-34-7373
さくらみや薬局 居宅介護支援事業所	近江八幡市桜宮町299-1	0748-32-6638

# 介護保険指定サービス事業所一覧

## 訪問サービス

サービス内容	事業者名	所在地	電話番号
訪問介護	訪問介護ステーション 花水木	犬上郡甲良町池寺1144-1	0749-38-8139
	訪問介護ケアリー彦根宇尾	彦根市宇尾町312	0749-47-3210
	田中ケアサービス株式会社 彦根支援センター 訪問介護事業所	彦根市外町129-2	0749-21-1117
	J A 東びわこ愛あいステーション	彦根市賀田山町234-6	0749-28-7171
	ニチイケアセンター彦根	彦根市西葛籠町311-6	0749-28-7118
	ニチイケアセンター彦根駅前	彦根市旭町2-5	0749-21-5072
	サニープレイス河瀬 ヘルパーステーション	彦根市川瀬馬場町971-1	0749-28-7400
	有限会社 フロルケア	彦根市日夏町3662-4 メイプルコート日夏	0749-47-5241
	ケアコネクション訪問介護事業所	彦根市竹ヶ鼻町124-3 プレステージIテナントB	0749-47-3951
	ヘルパーステーション リーチ	東近江市五個荘竜田町353-3	0748-48-5688
	ケアハウス 松の木	彦根市野口町226	0749-28-8775
	訪問入浴	田中ケアサービス株式会社 彦根支援センター 訪問入浴介護事業所	彦根市外町129-2
アサヒサンクリーン 在宅介護センター彦根		彦根市高宮町1362-2 センチュリーマンション110号室	050-3317-7268
訪問看護	公益社団法人豊郷病院 訪問看護ステーションレインボウとよさと	犬上郡豊郷町石畑199-7	0749-35-3035
	訪問看護ステーション ここあ	犬上郡甲良町北落400	0749-38-5170
	訪問看護ステーション すずらん高宮	彦根市高宮町1368-7	0749-26-0816
	友仁訪問看護ステーションすずらん	彦根市竹ヶ鼻町80	0749-21-3311
	訪問看護ステーション かがやき彦根	彦根市外町129-1	0749-47-5381
	ケアコネクション訪問看護事業所	彦根市竹ヶ鼻町124-3 プレステージIテナントB	0749-47-3950
	訪問看護ステーションふれんず	彦根市高宮町907-1	0749-49-2531
	訪問看護ステーション あろえ	彦根市野口町若松243	0749-28-0100
	訪問看護ステーション すいれん	東近江市妙法寺町794	0748-22-5520
	訪問リハビリ	公益財団法人豊郷病院 訪問リハビリステーション アイルとよさと	犬上郡豊郷町八目12
医療法人恭昭会 彦根中央病院 訪問リハビリ		彦根市西今町421	0749-22-7005
近江訪問リハステーション		東近江市北坂町966	0749-46-1125

# 介護保険指定サービス事業所一覧

## 通所サービス

サービス内容	事業者名	所在地	電話番号
通所介護	デイホームゆりの木 多賀	犬上郡多賀町多賀1600-48	0749-48-7008
	ハートフルデイサービスセンター	犬上郡多賀町中川原605-2	0749-48-2610
	通所介護施設 多賀清流の里	犬上郡多賀町佐目675	0749-49-8030
	デイサービスセンター 元気村	犬上郡豊郷町安食南277-1	0749-35-5220
	甲良町デイサービスセンターけやき	犬上郡甲良町在士625	0749-38-8181
	シンシア彦根	彦根市高宮町2426-1	0749-27-0968
	デイサービスはるのうみ	彦根市西今町369-1	0749-21-3983
	旭森デイサービスセンターくるま座	彦根市野田山町1099-1	0749-30-3387
	レッツ倶楽部高宮町	彦根市高宮町903-1(1号室)	0749-23-1600
	ハッピーフィットネスひこね	彦根市平田町289-6	0749-47-5440
	ニチイケアセンター彦根デイサービス	彦根市西葛籠町311-6	0749-28-7005
通所リハビリ	パストラールとよさと	犬上郡豊郷町石畑212	0749-35-3002
	アロフェンテ彦根リハビリテーション	彦根市竹ヶ鼻町80	0749-21-3300

## 福祉用具

サービス内容	事業者名	所在地	電話番号
福祉用具 貸与・販売	ケアパートナーヨシイ彦根	彦根市小泉町387-2	0749-26-3146
	株式会社ヤマシタ 彦根営業所	彦根市後三条町134-1	0749-24-9010
	ケアサポートおうみ 彦根店	彦根市西葛籠町312	0749-25-5252
	田中ビジネスサポート株式会社 福祉事業部 湖北事業所	長浜市高月町柏原418-1	0749-85-5248
	株式会社ライフ	米原市高溝236-8	0749-52-5591
	ダスキンヘルスレント八日市ステーション	東近江市八日市東本町3-14	0748-20-1600

## 地域密着型サービス

サービス内容	事業者名	所在地	電話番号
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ハートフル	犬上郡多賀町中川原605-2	0749-48-2600
	ささゆりの家	犬上郡多賀町佐目675	0749-49-8030
地域密着型通所介護	はぐくみデイサービス	犬上郡多賀町多賀215-11	0749-48-7272
小規模多機能型居宅介護	ファミリーステーション多賀	犬上郡多賀町敏満寺1273-3	0749-49-2288

## 施設サービス

サービス内容	事業者名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 多賀清流の里	犬上郡多賀町佐目675	0749-49-8030
	特別養護老人ホーム いぬかみ	犬上郡多賀町中川原605-2	0749-48-2600





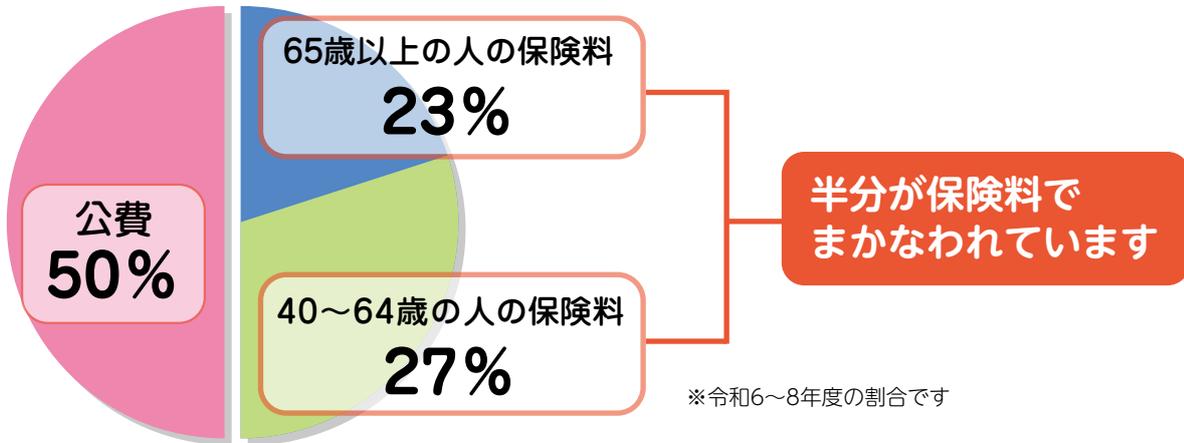
みなさんが納める介護保険料について



# 介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源（利用者負担分は除く）



### 保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

#### 1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

#### 1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

#### 2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに税務住民課までご相談ください

〒522-0341 多賀町多賀221-1 **多賀町福祉保健課**

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」

☎0749-48-8115 有2-2021

健康と福祉・介護予防のご相談は

**多賀町地域包括支援センター**

☎0749-48-8115 有2-2021

〒522-0341 多賀町多賀324

保険料や資格に関するお問い合わせは

**多賀町税務住民課**

☎0749-48-8114 有2-2031